

福井県警察本部訓令第26号

本 部
警察学校
警 察 署

福井県警察の行う会計の監査に関する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

福井県警察本部長 内田 淳一

福井県警察の行う会計の監査に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察の会計経理の適正を期するため、福井県警察の行う会計の監査(以下単に「会計監査」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会計監査責任者)

第2条 会計監査は、本部長を会計監査責任者とする。

2 会計監査責任者は、その指名する職員(以下「会計監査担当者」という。)に会計監査を行わせることができる。

3 会計監査担当者は、会計監査を行うに当たり、会計監査補助者を置くことができる。

(会計監査実施計画)

第3条 会計監査責任者は、毎年度、会計監査を実施するための計画(以下「会計監査実施計画」という。)を作成するものとする。

2 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会計監査の重点項目
- (2) 会計監査の対象とする所属
- (3) 会計監査の時期

(会計監査実施計画の変更)

第4条 会計監査責任者は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

(会計監査の実施)

第5条 会計監査責任者は、会計監査実施計画に従い、会計監査を実施するものとする。

2 前項に規定するもののほか、会計監査責任者は、警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに、随時の会計監査(以下「随時監査」という。)を実施するものとする。

(説明の要求等)

第6条 会計監査責任者及び会計監査担当者(以下「会計監査担当者等」という。)は、会計監査実施上必要があると認めるときは、会計監査の対象所属の長に対し、説明を求め、又は次の措置を執ることができる。

- (1) 帳簿、書類その他必要なものの提示を求めること。
- (2) 金庫及び当該金庫内に保管されているものの管理状況(以下「金庫の管理状況」という。)を確認すること。
- (3) 当該会計監査に関係のある職員に説明を求めること。
- (4) 指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めること。

(立会い)

第7条 会計監査担当者等は、金庫の管理状況の会計監査を実施する場合には、当該金庫を保管・管理する責任者1人以上を立ち合わせるものとする。

(会計監査実施状況の報告)

第8条 会計監査担当者は、会計監査及び随時監査を実施した場合には、その実施状況を会計監査責任者に報告するものとする。

(公安委員会への報告)

第9条 本部長は、福井県公安委員会に対し、前年度の会計監査の実施状況を取りまとめ、翌年度の4月末日までに報告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、本部長は、特に必要があると認めるときは、速やかに、その実施した会計監査の状況を福井県公安委員会に報告するものとする。

(会計監査の結果に基づく措置)

第10条 会計監査責任者は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を会計監査の対象所属の長に指示するものとする。

2 会計監査責任者は、前項の指示に基づいて講じられた措置の実施の状況について、会計監査の対象所属の長に報告を求めるものとする。

(会計監査実施上の留意事項)

第11条 会計監査担当者等は、会計監査を実施する場合において、次に掲げる事項に留意し、実施するものとする。

- (1) 正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うこと。
- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。
- (5) 会計監査により知り得た秘密を厳守すること。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 福井県警察における会計事務の監査及び指導に関する訓令(平成15年福井県警察本部訓令第19号)は、廃止する。